

第31号議案

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

(豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部改正)

第1条 豊川市遺児の育成をはかる手当条例(昭和44年豊川市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(父又は母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた者 (7)～(9) (略) 2 (略)	(定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(5) (略) (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項_____の規定による命令(父又は母の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた者 (7)～(9) (略) 2 (略)

(豊川市営住宅条例の一部改正)

第2条 豊川市営住宅条例(平成9年豊川市条例第37号)の一部を次のよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者資格) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア (略) イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3～5 (略)</p>	<p>(入居者資格) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第1号及び第3号から第5号までの条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) (略) (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア (略) イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項____ _____の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの 3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。